

前年度65歳・70歳で要介護4～5の方へ

令和7年度

在宅高齢者訪問 歯科健康診査のご案内



豊川市では、寝たきり等で歯科医院への通院が困難な65歳・70歳の方を対象に、訪問歯科（歯周病）健康診査を実施しています。

歯とお口の健康を保つことで、誤えん性肺炎・脳血管疾患・心筋梗塞などを予防することにつながります。この機会にお口の健康チェックをしておきましょう。

対 象

次のうち、介護保険で要介護4又は5の認定を受けた方

- ・前年度65歳（昭和34年4月2日生～昭和35年4月1日生）
- ・前年度70歳（昭和29年4月2日生～昭和30年4月1日生）

内 容

ご自宅に歯科医師が訪問して、歯科健康診査を行います。

※詳細は個別に郵送する「成人歯科健診」のお知らせをご参照ください。

費 用

無料

申 込

訪問歯科相談センター（豊川市歯科医師会）へ

- ①直接窓口へ（申込書・介護被保険者証の提示）
- ②FAX（申込書・介護被保険者証の写し）
- ③郵送（申込書・介護被保険者証の写し）

詳細は次ページへ



※個別郵送された「成人歯科健診受診券」は健診当日にお渡しください

申込期間

令和7年6月2日（月）～ 令和8年1月31日（土）

申込書は市ホームページからダウンロードできます。

豊川市成人歯科健診



在宅高齢者訪問歯科健康診査の申込みから実施まで

※治療内容によっては、他の歯科医師を紹介することもあります。ご了承ください。

申請者

(本人・家族・ケアマネジャー)

必要な書類を揃えて、訪問歯科相談センターへ申請

- ☐ 申込書を記入
- ☐ 介護保険被保険者証（提示または写しの添付）
 - ※窓口で申し込む場合 ⇒ 介護保険被保険者証を提示
 - ※FAXまたは郵送で申し込む場合 ⇒ 介護保険被保険者証の写しを添付

訪問歯科相談センター (豊川市歯科医師会)

- ① 申請の受理
- ② 歯科医療機関との連絡調整・訪問依頼

市内実施歯科医療機関

- ① 訪問依頼の受理
- ② 申請者との連絡調整

申請者

(本人・家族・ケアマネジャー)

担当歯科医療機関から連絡

- ☐ 訪問日の決定
- ☐ 成人歯科健診受診券があることを確認

訪問歯科健康診査実施

(本人と歯科医療機関)

- ① 歯科医師が自宅訪問
- ② 成人歯科健診受診券を歯科医師へ渡す
- ③ 健診を受ける
- ④ 結果の説明や必要なケアの指導を受ける



申込み

訪問歯科相談センター (豊川市歯科医師会)

〒442-0068

豊川市諏訪3丁目242-3

TEL 0533-84-7757

FAX 0533-85-9817

利用時間 9:00~17:00 (月・火・水・金曜日)

9:00~12:00 (木・土曜日)

(祝日・年末年始は休み)

健康診査に関する問合せ

豊川市保健センター 健康管理係

TEL 0533-95-4802

利用時間 8:30~17:15 (月~金曜日)

(祝日・年末年始は休み)

